

評者

財務省主計局  
 廣光 俊昭

後藤 玲子 著



『福祉の経済哲学  
 個人・制度・公共性』

ミネルヴァ書房 2015年7月30日 4,500円(税抜)

ロナルド・  
 ドウオーキン 著  
 森村 進 訳  
 鳥澤 円



『原理の問題』

岩波書店 2012年1月27日 6,600円(税抜)

後藤—「一步手前に踏みとどまる」リベラリズム:  
 『福祉の経済哲学』は、経済哲学の分野を拓いてきた著者による近年の論文から編まれた著作である。本書はロールズやセンからリベラリズムを継承しつつ、その発展を追求している。本書によるリベラリズムの提示において特徴的なことは、評者なりにみるところ、粗略な議論の「一步手前で踏みとどまり」、現実根ざした議論を展開しようとする姿勢にある。

我々は、①社会の状態を評価する際、利益や厚生など「帰結」から判断しがちである。著者は帰結の「一步手前に踏みとどまり」、個人に利用可能な「資源」「潜在能力」の配分に着眼することの重要性を説く。たしかに社会の評価においては、各人に実質的に許されている機会をみることは大切なことである。また、②政策などの評価において、我々は共同体、社会にとっての善し悪しから論ずることを自然におこなっている。しかしながら、著者は評価を集団の集合的な目標から導き出す「一步手前で踏みとどまり」、むしろ個人の実生活をしっかりとみることが求める。さらに、③社会正義を見出す際、我々は私的な利益を集計しその多寡からなが正しいか導き出す試みになじんでいる。功利主義をその試みの最たるものとして理解することも少なくない。しかしながら、著者は個人の私的利益に基づく判断から、個人による公共的判断を区別する。冷静に観察すれば、公の問題を論ずる際、我々が社会正義と自らの利害を別次元の問題として区別していることに気付くはずである。

このように、①「帰結」、②「集合的目標」、③「私的利益の集積からの正義の演繹」の「一步手前で踏みとどまる」こと、すなわち、①実質的機會、②社会的少数派、③公共的価値に目を配ることで、著者が聞き分けようとしているのは、個別的特に困難な状況にある個人の声である。本書の眼目は、声への気付きを通じて、市場とは異なり普遍的で抽象的な正義にも尽くされない、「福祉」の領分を拓くことにある。その真骨頂は、声を契機とした公共的討議を通じて社会ルールの改定を成し遂げるという形で、声からの問題提起の一般化を目指す

すことにある。こうした構想に基づき、本書は様々な課題を扱っている。例えば、災害や困窮などの「リスクの前の平等」を形式なものにとどめず、リスクが現に発生した人々の必要に応ずることの重要性を説く。個人の状況に迫り切ることなどできることではないが、であるからこそ、誰もが尊重されるべき個人であることに立ち返り、制度や運用を考えようというのである。公的扶助については、多様な生を生きている人々の共通部分に注目する制度であることに注意を促し、「このすべての人々が共通に包含する価値の集合を、できるかぎり豊かにすることは、その人々の住む社会を豊かにすることだとはいえないだろうか」と、世界の見方を転換してみることを提案する。

ドウオーキン—原理のリベラリズム:『原理の問題』(Matter of Principle, 1986)は、『権利論』に続く著者の二冊目の著作である。『法の帝国』や『平等とは何か』などその後の重要な著作は邦訳で入手可能となっており、邦語出版上の欠落を埋めるものとなる。ドウオーキンは米英で活躍した法哲学者で、困難事案における法解釈の問題から出発し、リベラリズムの立場から論陣を張った。本書の主題は、「政策」と区別された「原理」の意義について読者を説得することにある。ドウオーキンによれば、政策の議論とは「特定の計画が実行されれば共同体の状態が全体としてよくなるということを示そうとする」議論である。対する原理の議論とは、「たとえ全体としての共同体の状態がなんらかの仕方では悪くなるという結果に至るとしても、特定の人々への影響ゆえに、特定の計画が実行あるいは廃棄されなければならない」という議論である。原理の議論は「切り札」としての権利を持ち出すことで、多数派の利益を推進する計画を拒否することができる。原理の議論は、功利主義や(本書で批判している)「法と経済学」にみられる「私的な利益の集積からの正義の演繹」(③)を否定している。権利を押し退ける「集合的目標」(②)を拒み、結果的な厚生が良ければ、権利侵害を許容しかねない「帰結」主義(①)も退ける。

その原理の要点は、政府が少数派を含む成員を「平等な配慮と尊重」をもって取り扱うことにある。そして、ドゥオーキンによれば、リベラリズムの基底にはこの平等の取り扱いへの権利があるという。平等に取り扱うとはいかなることかといえば、ドゥオーキンは「他の人々が欲するものを作り出す内在的能力が違うという理由だけで、人々が別々の量の富を持つとか、偶然のせいで人々が異なった利益を受けるとかいったことがあってはならない」と論を進めている。後年、この考えは、「資源の平等」や「仮想保険市場」による道徳的運の調整という具体的改革の提案へと結実していく。

**読者のための論点（功利主義、共同体、将来世代）：**  
このように両著は、粗略な議論の「一歩手前で踏みとどまる」ことで、現実社会にある不正への感度を高め、さらに社会を変革するロジックを提示するところへと踏み込んでいく。他方、両著が論示するリベラリズムについては、いくつか議論すべき論点があるように思われる。

第一は、「帰結」(①)、「私的利益の集積からの正義の演繹」(③)に関わることである。道徳的正当性の根拠を個人の厚生を集計に求める立場への批判が完全に成功しているかは、なお議論のあるところである。規則功利主義（皆が受容したらどうなるか考えて最善の規則に従えとする考え）は権利の存在を認めることができるし、ヘアの二段階功利主義は一段と洗練された議論を可能にする。我々はたしかに権利を真剣に考える必要があるが、権利とはどこまでいっても絶対的なものであり、一分の相対性を容れる余地のないものであろうか。第二は「集合的目標」(②)に関するもので、共同体をどうみるかという点に関わる。少数派の処遇への懸念から、後藤は共同体に対し慎重な見方を崩さない。成員間の直接の共感が形成する共同体の絆よりも、ルールによって媒介される成員間の公共的討議に期待をかけている。ドゥオーキンも価値観について政府はあくまで中立的であるべきとし、共同体の伝統に根ざした特定の徳のある生き方をよしとする保守派の考えを退けている。しかしながら、社会を健全に保ち発展に導くには、なんらかの「集合的目標」により結びつけられた共同体の絆が必要だと主張には根強いものがある。この論点には哲学的論議にとどまらず、実証上の課題として考えるべき面がありそうだ。

最後の論点は将来世代の問題である。後藤やドゥオーキンが求める平等な取り扱いが、将来世代の利害と衝突することはないのかということである。将来世代は無窮の未来に向けて無限に存在しえ、そのプロフィールも定かでない。その将来世

代を含め「平等な配慮と尊重」を個々人に払うことがなにを意味するのか、熟慮を要する。特に我が国のように膨大な負担の先送りを行っている状況下では、同一世代内の「平等な配慮と尊重」を追求するだけでは十全とは言い難い。ここで浮かび上がるのが施策の財源確保の必要性ではないか。

これらの論点のうち、第一の功利主義と第二の共同体に関する論点を裁定することは本評の任ではない。読者はこれらの論点を念頭に置くことで、自身の立場を吟味してみるとよい。両著が提示している議論は単線的なものではない。第一の論点は『原理の問題』第3章が詳しく論じているが、ここでドゥオーキンは、我々が何としてでも原理に関わる道徳的害悪（例：無実の人が有罪判決を受けること）を最小限にとどめようと生活を送っているわけではないことを認めつつも、道徳的害悪のリスクに対処するために我々が平等に持つ手続的権利の重要性を指摘する。また、ドゥオーキンは、共同体における「積極的メンバーシップ」という考えを提示し、共同体のために犠牲を求められるからには、その共同体が自分の共同体である理由が必要であると、相当に「厚い」共同体観を示しているし、後藤はローカル（共同性の持つ独自の評価軸）とグローバル（基礎的福祉の普遍的保障）を組み合わせる構想を論示している。ただ、いずれにせよ、後藤の「一歩手前で踏みとどまる」姿勢や、ドゥオーキンの原理と政策の区別の意義が失われることはないはずであり、大事なのはこのことである。粗略な議論は、多くの重要な不正から人々の目を塞いでしまう。

第三の将来世代の問題については、両著は詳しくは論じていない。それでも、ドゥオーキンの「連鎖小説」（複数の作家が物語を書き継いでいく小説）というアイデアには、触れておく価値があるかもしれない。連鎖小説では、作家は先行作への彼なりの最良の解釈に基づいて長編を書き足していく。ドゥオーキンは、この創作活動と裁判官によるコモローの解釈との間に類似性があるという。この類推は、過去から将来へと社会を引き継ぐ現世代の活動にも転用可能であるようにみえる。将来へとまともな社会を引き継ぐのか、それともあつけない（もしかして劇的な）幕切れを書くのか、我々現代に委ねられているわけである。

本評を機に両著を味読する読者が分野を越えて広がるのであれば、評者の喜びとするものである。

〈Further readings〉

セン『合理的な愚か者』（1989年、原著1982年）

ドゥオーキン『平等とは何か』（2002年、原著2000年）